公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団
スポーツ大会支援事業募集要項

１．本事業の目的

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団(以下、「財団」という。)は、我が国と諸外国との間の国際相互理解をさらに深めていくことを目的として設立されました。
本事業は、スポーツの分野において海外で活躍しようとする人材を育成するために、国内で開催されるスポーツ大会の充実を図るため、国内大会を開催する団体に資金を提供することにより、国内スポーツのレベル底上げを行い、海外において日本人が素晴らしい活躍を収めることに貢献することを目的としております。

２．支援の対象となる大会

全国から選出された個人・団体が出場する大会で競技団体等が招致開催し、競技力向上に寄与すると認められる大会。ただし、支援金の交付対象となる大会は、以下の要件を全て満たすものであること。

・地域選抜あるいは明確な出場基準が定められている全国（国際）大会であること
・出場選手は 47 名以上であること
・寄付(チャリティー)を目的としていないこと
・営利を目的としていないこと
・宗教的又は政治的意図を有していないこと
・公序良俗に反しないこと
・選手相互の親睦のみを目的としていないこと

※全国から総勢 47 名以上の選手が選抜され出場予定があれば応募可とする
（すべての都道府県からの出場者が必須ではない）
※出場者数は大会要項(案)に記載を義務付ける
（大会開催時点で辞退者等の発生により 47 名を下回る場合は致しかたないとする）
※パラスポーツ(障がい者スポーツ全般を含む)の大会については、地域選抜及び人数の制限は設けない

３．応募資格

支援の対象となる団体は、以下の要件を全て備えていること。

・公益社団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人であること
・申請団体は日本国内に主たる事務所（登記上の本部・本店等）を有すること
・申請団体の役員（理事・監事）の 4 分の 3 以上は、日本国籍を有する者であること
・申請団体の評議員の 4 分の 3 以上は、日本国籍を有する者であること
・申請大会において主管、またはそれに準ずる開催を主体的に行う団体(事実上主催)であること
・会計、監査組織を有すること
・政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと
・主催団体が当財団役員及び職員等と利害関係を有していないこと
・応募は弊財団の１事業年度(8 月１日～7 月 31 日)につき１回とする　※申請時点

・支援歴がある場合、前回支援時の報告書類の提出が完了し、事務局より「支援完了」連絡が届いていること

４．応募方法及び応募書類について

※Google Chromeのみ動作保証をしております
※ポータルサイトを介しての応募以外は受付できません
※「info-noreply@kobebussan.or.jp」よりメールが届きますので受信設定をお願いいたします

＜応募方法＞

①事前登録（アカウント発行）
HPにございます［事前登録］より必要事項をご入力の上、アカウント発行を行ってください。

②マニュアルのダウンロード
［新規申請書類作成］を押下し、支援事業を選択の上マニュアルをダウンロードしてください。

③申請内容入力～応募完了
［応募する］を押下し応募完了となります。

＜応募書類＞　※アップロードできるファイルサイズの上限は 10MB まで
ファイル形式は（Excel・Word・PDF・png・jpeg）のみ対応しております

	書類名	補足
①	事業収支予算書	ポータルサイトへ直接ご入力ください
②	定款	1 点ずつアップロード欄を設けております 応募時点で、前年度の決算書のご提出が難しい場合は、前々年度の決算書をご提出いただき、提出が可能となりましたら事務局宛てにメール添付にてご提出ください
③	組織図	
④	沿革	
⑤	前年度の決算書	
⑥	申請大会の開催要項(案)	応募時点で、確定事項・検討中事項であることがわかるように文字色を使い分けて作成してください （大会名・主催、主管、後援、共催協賛・参加資格・開催日時・会場・対象者、参加資格・定員・参加料、入場料・日程・申込方法・注意、免責事項、お問合せ先等を記載）
⑦	申請大会の前回開催時の 事業収支決算書	未開催等で前回開催時の事業収支決算書がご提出できない場合は、前々回開催時の事業収支決算書をご提出ください ※申請大会が初開催（1 回目の開催）となる場合は提出不要
⑧	前回支援大会との比較資料 (成果及び改善案等)	過去に当事業において弊財団より支援歴のある団体のみご提出ください
⑨	その他財団が必要と認める書類	書類精査時に事務局より提出依頼がございましたら、ご提出ください

≪応募に関する注意事項≫

・申請内容やご提出いただいたデータはそのまま審査資料となりますので、変更が生じないよう作成してください
・応募後、事務局での書類精査を行いますが、期限までに応じていただけない場合は、やむを得ず書類選考辞退とさせていただく場合がございますのでご了承ください

５．選考方法及び結果通知について

【選考方法】書類選考・面接選考
【結果の通知】「info-noreply@kobebussan.or.jp」よりメールでお知らせいたします

≪選考に関する注意事項≫
・面接は土日は開催しておりませんのでご了承ください
・財団が指定した面接日にご参加いただけない場合は、選考辞退とみなします
・選考の経緯、選考理由は採択/不採択にかかわらずお答えできませんのでご了承ください

６．支援金について

・1申請あたり1000万円を限度額とし、応募内容等を総合的に勘案し支援金額を決定します
ただし、支援金の額は、以下支援対象経費であること、且つ申請大会全体の支出から収入※1及び団体自己負担額を差し引いた金額以内とします（千円未満の端数は切り捨て）
・支援金は日本国内の金融機関における法人名義へ口座振込にて支給いたします
※1 収入とは、入場料、参加料、プログラム売上、寄付金、広告料、その他助成金等を指します
その他助成金には、弊財団支援金を含みません

＜支援対象費用＞

	項目	詳細
①	謝　金	有資格の審判員、医師、看護師に対して支払う謝金
②	旅　費	有資格の審判員、医師、看護師に対して支払う交通費、宿泊費
③	設営費	会場設営費、会場撤去費等
④	印刷費	チラシ、ポスター、プログラム等の印刷代、複写費、製本費等
⑤	宣伝費	広告宣伝費(新聞、雑誌、駅貼り等)、入場券販売手数料、立看板費等
⑥	通信運搬費	文書等の送料、事業に必要な物品等の搬送料等
⑦	使用料及び賃借料	会場使用料、会場付帯設備使用料、会議室使用料、申請事業に必要な物品や資材等を運搬する場合の車両の借り上げ料等
⑧	備品購入費	一件の金額が３万円以内の機械、器具、什器等
⑨	消耗品費	材料費、競技用具、賞品代(メダル、トロフィー)等
⑩	委託費	競技運営に係る委託費等
⑪	保険料	役員、運営スタッフ等に係る傷害保険及び賠償責任保険料
⑫	その他	財団が特別に認めた経費

≪支援金に関する注意事項≫
・主催団体または共催団体の「役員または職員」が代表を務める他団体への支出は、支援対象外経費として扱ってください
・下部組織、関連組織への委託費において、謝金および交通費を含む場合は支援対象外経費として扱ってください

７．支援金交付の条件

支援金の交付に付する条件は次に掲げるとおりとする。

（１)次に掲げる事項のいずれかに該当する場合において、予め当財団の承認を受けること。

ア　支援事業の内容を変更(軽微な変更を除く)しようとする場合

イ　支援事業を中止、又は廃止しようとする場合

（２)支援事業が予定の期間内に完了しない場合、又は本支援事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに当財団に報告してその指示を受けること。

（３)申請後、国庫補助金、宝くじ、toto などの助成金、地方自治体の補助・助成金、企業協賛金などを受けることが決定した場合には、必ず当財団へ申し出すること。

（４)精算の際、申請大会に係る経費に利益が生ずると認められる場合は、財団は先に交付決定した額を減額、又は返還を要求することができる。

（５)支援金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、支援金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならない。

（６)報告書の内容より支援金の余剰が確認できた場合は、速やかに当財団に報告すること。(余剰金の返還方法をご案内させていただきます)

（７）選考の内容をSNSなどで発信することは禁止としております。発信したことが発覚した場合は、支援金を全額返金いただきます。

（８)支援対象大会の開催要項やイベントHP等に当財団名の掲載は義務化しておりません。当財団名、ロゴの使用をご希望の団体様は必ず事前に事務局へメールでお問い合わせください。（使用可否の回答に1週間前後のお時間をいただいております)

８．実施結果の報告

支援の対象となった大会終了後２カ月以内に、ポータルサイトより報告及び精算を行ってください。

	提出物	詳細・備考
①	事業収支報告書	ポータルサイトへ直接ご入力ください
②	証憑	支援対象経費に係る証憑をご提出ください。 証憑のご提出がない費用は支援対象外経費の扱いとします

９．その他の事項

申請者に関して以下利害関係を有する選考委員は、選考に加わりません。

・親族関係にある者

・同一の企業、又は同一の団体に所属している者

・直接的な雇用関係にある者

・その他、当財団が利害関係にあると判断した者

１０．情報の取り扱いについて

・ご提出いただいた個人情報につきましては、本支援事業実施のために利用いたします

・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用いたしません

≪問い合わせ先≫

〒675-0063 兵庫県加古川市加古川町平野 125 番 1
公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団
TEL：079-457-5075
FAX：079-457-5002
E-mail：info@kobebussan.or.jp
HP URL：https://www.kobebussan.or.jp/index.php

ご不明な点、ご質問などがございましたら、財団事務局までお問い合わせください。

2026 年 9 月改定